



保土谷化学

化学で夢のお手伝い
Your Dream is Our Business

保土谷化学工業株式会社

第168期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月24日(水曜日) 午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

日本工業倶楽部 2階大会堂
東京都千代田区丸の内一丁目4番6号

議案

- 第1号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/4112/>



株主総会のお土産をご用意しておりません。

株主の皆様へ

証券コード 4112
2026年6月3日
(電子提供措置の開始日 2026年5月21日)

東京都港区東新橋一丁目9番2号
保土谷化学工業株式会社
取締役社長 松本 祐人

第168期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第168期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.hodogaya.co.jp/investors/ir_library/convocation/



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/4112/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、
2026年6月23日（火曜日）午後5時45分までに、書面又はスマート行使もしくはインターネットにより事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

- 1 日時** 2026年6月24日(水曜日)午前10時(受付開始:午前9時)
- 2 場所** 日本工業倶楽部 2階大会堂
東京都千代田区丸の内一丁目4番6号
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
- 3 目的事項**
- 報告事項**
- 第168期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第168期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案** 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収への対応方針)の継続の件
- 第2号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

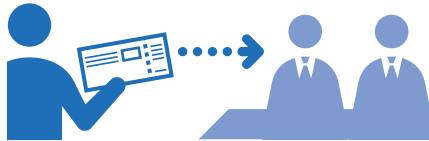
招集にあたっての決定事項

- 本株主総会においては、書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ・ 事業報告「主要な営業所、工場及び研究所」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」、「サステナビリティへの取り組み」、「会計監査人の状況」、「株式に関する事項」、「コーポレート・ガバナンスの充実・強化」、「業務の適正を確保するための体制」、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
 - ・ 連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・ 計算書類「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ・ 監査報告「連結計算書類に係る会計監査報告」、「計算書類に係る会計監査報告」、「監査等委員会の監査報告」なお、監査等委員会及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにてその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 郵送(書面)による議決権行使に際して、各議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただく場合

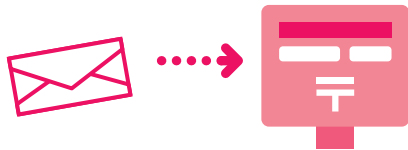


本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。

開催日時 2026年6月24日(水) 午前10時より

開催場所 日本工業倶楽部 2階大会堂

郵送(書面)にて 議決権を行使いただく場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上ご返送ください。

*「議決権行使書・記載面保護シール」をご利用ください。

行使期限 2026年6月23日(火) 午後5時45分到着分まで

スマート行使又はインターネット で議決権を行使される場合



スマートフォン、パソコンから議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。詳細は4ページをご参照ください。

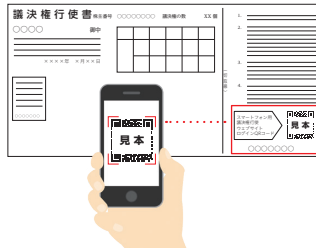
行使期限 2026年6月23日(火) 午後5時45分入力完了分まで

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマートSR」

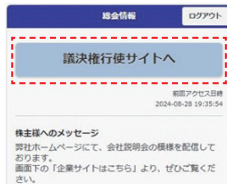
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 「スマートSR」画面上部の「議決権行使サイトへ」ボタンをタップします。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※通信環境の影響等により接続しづらい場合は、時間を置いて再度アクセスしてください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

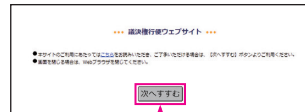
インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

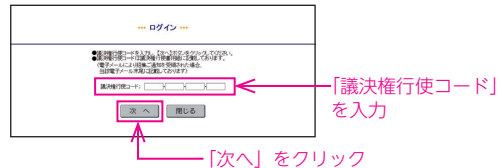
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

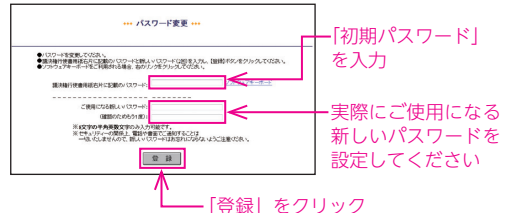
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

当社は、2014年6月26日開催の当社第156期定時株主総会において、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の導入について、また、2017年6月28日開催の当社第159期定時株主総会・2020年6月24日開催の当社第162期定時株主総会及び2023年6月27日開催の当社第165期定時株主総会において、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続について、株主の皆様のご承認をいただいております（以下「現対応策」といいます。）が、その有効期間は、本総会終結の時までとなっております。

当社は、現対応策の導入後も、社会・経済情勢の変化や買収への対応方針に関する実務の動向等を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる観点から、その継続の是非及び見直しの要否を検討してまいりました。

その結果、現在においても、当社の中長期的な企業価値・株主共同の利益に資さない株券等の大規模買付行為が行われる可能性が引き続き存在することから、当社の企業価値または株主の皆様の共同の利益が毀損されることを抑止するための枠組みを維持することが必要であると判断いたしました。

そこで、当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針、並びに、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための取り組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、現対応策の内容を一部改定し（以下、改定後の対応策を「本対応策」といいます。）以下のとおり、当社の株式の大量買付行為に関する対応策の継続を決定いたしました。

本対応策の継続にあたり、近時の買収への対応方針に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、下記内容を一部変更しておりますが、基本的なスキームに変更はございません。

- ①大規模買付ルールを遵守しない場合、原則株主総会決議を経るが、例外的に取締役会決議にて発動する場合を追加しました。
- ②「当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合」（別紙5）の類型を追加しました。
- ③その他、一部語句の修正、文言の整理等を行いました。

本議案は、定款第19条の定めに基づき、本対応策を継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本対応策の特徴は、以下のとおりです。

1. 経営陣による濫用的な対抗措置の発動等を防止するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した委員によって構成される独立委員会が、取締役会に対し、対抗措置の発動等に関する勧告を行うものとし、取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重します。
2. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められるときには、当社取締役会は、株主総会における株主の皆様の意思に基づき、対抗措置の発動の有無を決定します。なお、当社取締役会は、大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断に際しては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。
3. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと取締役会が判断する場合、株主総会を招集し、対抗措置の発動につき、株主総会に付議します。ただし、大規模買付行為が行われる前に株主総会を開催することが不可能であるか又は困難であると判断されるときは、その具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的に、当社取締役会の決定により、対抗措置を発動することにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、当社取締役会は、大規模買付行為が行われる前に株主総会を開催することが不可能であるか又は困難であるか否かの判断に際しては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。
4. 経営陣による濫用的な対抗措置の発動等を防止するため、「当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合」の類型を事前に定めております。
5. 基本方針に照らして不適切な者に該当しない株主の皆様が、対抗措置の発動によって法的権利及び経済的利益が損なわれることはありません。

株主総会参考書類

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループの特長は、機能性色素・機能性樹脂・基礎化学品・アグロサイエンス・物流関連等の各分野で、それぞれのグループ会社が、高いスペシャリティを持っていることです。

その中で、当社のグループ会社は、それぞれの研究開発・生産・販売部門が三位一体となり、お客様の多種多様なご要望に対応して、独自の技術力やネットワークを活かしながら、常に、高品質の製品やサービスを提供しております。

そしてそのことが、当社グループ全体としての高い評価につながり、お客様との強い信頼関係を築いております。こうしたグループパワーを、さらに高めるために、今後も、コスト競争力・収益力・リスク抵抗力に対し優位性を持った、当社グループを構築してまいります。

成長事業・育成事業では、経営資源を傾斜配分し、事業の一層の強化・拡大を図ってまいります。

また、有機合成を核とする得意技術とノウハウを、一層、応用展開していくことで、グループ全体の高機能・高付加価値化を進め、お客様に、よりご満足いただける製品・サービスの提供を、実現してまいります。

このように、各事業分野の専門技術に特化したグループ会社での、シナジー効果の発揮に加え、得意技術・ノウハウの応用展開により、高機能・高付加価値創出型の企業グループを目指すことが、当社並びに株主の皆様との共同の利益、及び当社の企業価値の向上に資するものと、考えております。

従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、かかる当社の企業理念及び企業価値の源泉を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目指すものでなければならぬと考えております。

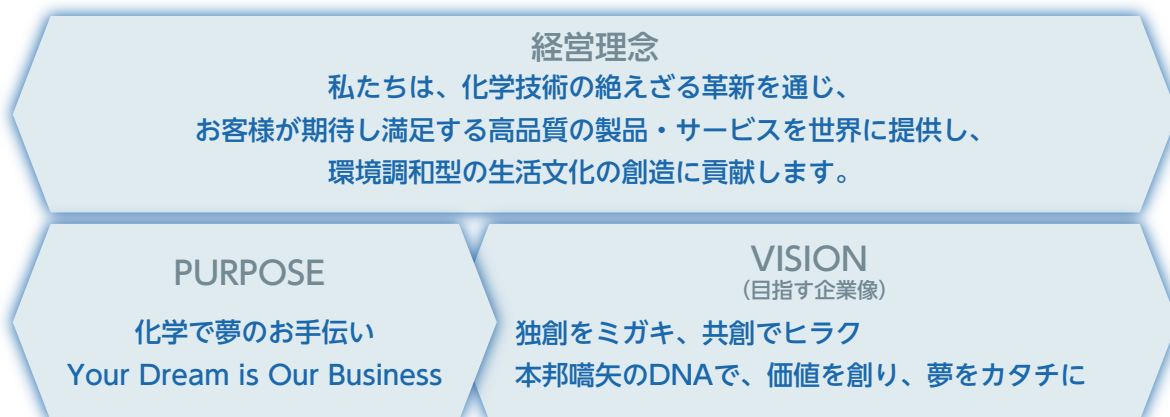
Ⅱ. 基本方針の実現に資する取り組み

2026年、当社は創業110周年を迎えます。

私たち保土谷化学グループは、揺るぎない『経営理念』、自らの存在意義である『PURPOSE』、そして目指す企業像『VISION』を日々の活動の原点とし、持続可能な地球・社会の実現を目指しています。

「経済利益の追求と社会課題の解決を両立させ、全てのステークホルダーに価値を提供する」
この決意を胸に、さらなる100年の未来を自らの手で創り上げるべく、グループ一丸となって邁進してまいります。

経営理念、PURPOSE、VISION (目指す企業像)



※本邦嚆矢（ほんぼうこうし）・・・ 他人の成功の跡を追うのではなく、常に他人より一歩先に出て、新しい事業に果敢に挑戦する。目らが嚆矢（最初の一矢）となる。

株主総会参考書類

前中期経営計画“SPEED25/30 -フェーズ1”の結果を踏まえ、次の5カ年を既存の延長線上にある“フェーズ2”とせず、新たな中期経営計画へ刷新し、2026年度から2030年度まで5カ年の新中期経営計画「コード2030」を策定いたしました。

5カ年を「変革の3年」と「収穫の2年」に分け、最初の3年間で非連続な成長も含めた戦略を果敢に実行し、その後刈り取りの段階へ移行します。

当社グループは、これからも環境調和型の生活文化の創造に貢献してまいります。

新中期経営計画

コード2030

CODE/CHORD 2030

CODE (行動規範)	迷ったときに立ち返るべき、勝つための共通ルール。自律的に動き、成果に責任を持つプロフェッショナルとしての行動基準
CHORD (和音・調和)	多様な個性が重なり合い、獨創性を豊かせる。しなやかさと強靭さを併せ持つ豊かな企業文化が奏でるハーモニーにより、共創の価値を最大化する
SIGNAL (合図)	「コード2030」という言葉を耳にしたとき、全員が同じ目標に向かって一斉に踏み出すための変革の号令

「変革の3年」 2027年3月期～2029年3月期

- 大胆な構造改革、ポートフォリオの転換
- 将来への種まきとリソースの再配分
- 非連続な成長を勝ち取るための仕掛け

「収穫の2年」 2030年3月期～2031年3月期

- 変革の成果、種まきの成果を最大化
- 高収益体質の定着

重点施策

- ✓ **投資パラダイムの転換**：先に器（汎用性・拡張性ある設備）を用意し、機会損失を回避
- ✓ **共創の推進**：“時間を買う” 戦略の実行加速（M&A・提携、外部研究機関との共創、特許戦略等）
- ✓ **獨創的技術による新規事業領域への展開**：核酸医薬CDMO事業、半導体材料事業など
- ✓ **三位一体の推進強化**：研究・生産・営業の連携強化による価値創出の加速
- ✓ **不採算事業の抜本的な対策**
- ✓ **地球環境の保全**：CO₂排出量、産業廃棄物の削減
- ✓ **人的資本経営の推進**：エンゲージメントを高める制度の導入・取組
- ✓ **株主還元の強化**：増配の継続→累進配当を通じ、2031/3期にはDOE3.0%以上に

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1. 本対応策継続の目的

当社は、上記Ⅰ. 記載の基本方針に基づいて、また、Ⅱ. 記載の取り組みを推進する上でも、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なう大規模買付行為に対しては、適切な対抗措置を迅速かつ的確に講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると、認識しております。

このような認識のもと、当社は、2. 1) に規定する大規模買付行為が行われる場合に、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なう大規模買付行為でないかどうかを、株主の皆様が判断することや、株主の皆様のために、当社取締役会が、2. 1) に規定する大規模買付者と交渉を行うことを可能とするために、事前に大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、並びに、その内容の評価、検討、交渉及び意見形成、代替案立案のための期間を確保するための枠組みとして、本対応策を継続することを決定いたしました。

2. 本対応策の内容

本対応策に関する手続の概要は、(別紙2)の「買収への対応方針の概略図」に記載のとおりですが、かかる概略図は、株主の皆様の本対応策に対する理解に資することを目的として便宜上作成した参考資料ですので、詳細については、以下をご参照ください。

1) 対抗措置の対象となる買付行為

本対応策においては、次の(1) (2)もしくは(3)に該当する行為又はこれらに類似する行為（ただし、当社の取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合には、本対応策に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- (1) 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者の株券等保有割合（注2）の合計が20%以上となる買付
- (2) 当社が発行者である株券等（注3）について、公開買付を行う者の株券等所有割合（注4）及びその特別関係者（注5）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

株主総会参考書類

- (3) 上記(1)又は(2)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(3)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注6）を樹立するあらゆる行為（注7）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合又は株券等所有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

(注1) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(注2) 株券等保有割合とは、金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、①同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに②当社の特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができます。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

(注4) 株券等所有割合とは、金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができます。

(注5) 特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、①共同保有者、及び②契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注6) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

(注7) 本文(3)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文(3)所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

2) 大規模買付ルールの設定（大規模買付ルールの内容は、以下のとおりです。）

（1）意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役社長宛に、大規模買付ルールに従う旨及び以下の内容を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

①大規模買付者の概要

- ア) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- イ) 設立準拠法
- ウ) 代表者の氏名
- エ) 国内連絡先
- オ) 会社等の目的及び事業の内容
- カ) 大株主又は大口出資者（所有株式数又は出資割合上位10名の概要）

②大規模買付者の行う大規模買付行為の概要

（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要を含みます。）

③大規模買付者が現に保有する当社株券等の数、及び意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社株券等の取引状況

なお、意向表明書の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類（外国語の場合には、日本語訳を含みます。）を添付していただきます。

当社は、意向表明書を受領した旨及び当社の株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項を、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により、公表します。

株主総会参考書類

(2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、意向表明書を受領した日から10営業日（初日不算入）以内に、大規模買付者に対して、当社取締役会が、当社の株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成等のために、必要十分な情報として、大規模買付者に提供を求める情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を記載したリストを交付します。

大規模買付者には、大規模買付情報を日本語で記載した書面を当社代表取締役社長宛に提出していただきます。

大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性、大規模買付行為の内容等によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、過去の買収及び大規模買付行為の履歴、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験、過去の法令違反等の有無及び内容等を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及び根拠を含みます。）
- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤大規模買付行為後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）等
- ⑥大規模買付行為後における当社及び当社グループの企業価値・株主共同の利益を持続的かつ安定的に向上させるための施策及びその根拠（当社特許、ブランド等の活用施策を含みます。）

当社取締役会は、大規模買付ルールに基づく手続の迅速化を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対して情報提供の回答期限を設定することがあります。

ただし、大規模買付者から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することがあります。

当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた情報を精査し、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士等の外部専門家（以下「外部専門家」といいます。）の意見も参考にいたします。その上で、提供していただいた情報のみでは、大規模買付情報として不十分であると判断した場合には、以下の3）に規定する独立委員会の勧告を受け、大規模買付者に対して、最初に大規模買付情報を記載したリストを交付した日から起算して60日を上限とする適宜合理的な期間を設定した上で、大規模買付情報が十分に揃うまで追加の情報を提供するように要請します。

また、当社取締役会は、当社取締役会が大規模買付情報に係る追加的な情報提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合、又は大規模買付者から提供していただいた情報が大規模買付情報として十分であるか否かについて、独立委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、独立委員会は、適宜外部専門家の助言を得ながら検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、当社は、大規模買付者から提供を受けた情報のうち、株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項を、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、その旨を大規模買付者に対して通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

株主総会参考書類

(3) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、以下の①又は②の期間（いずれの場合も初日不算入）の範囲内において、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。

- ①対価を金銭（円貨）のみとし当社株券等の全てを対象とする公開買付による大規模買付行為の場合には、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日から最長60日間
- ②その他の大規模買付行為の場合には、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日から最長90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、適宜外部専門家の助言を得ながら、当該大規模買付者、当該大規模買付行為の具体的内容、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に与える影響等を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法等について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、独立委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その可否について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は、必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。

当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

なお、下記3) (4)に基づき株主意思を確認するため株主総会を開催するときは、大規模買付者は当該株主総会終結時まで大規模買付行為を開始してはならないものとします。

3) 独立委員会の設置・株主総会の開催

(1) 独立委員会の設置

大規模買付ルール遵守の有無、大規模買付ルールを遵守している場合であっても、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうとして株主総会を開催するか否か、及び大規模買付ルールを遵守していない場合、大規模買付行為が行われる前に株主総会を開催することが不可能であるか又は困難であるか否か等の判断を行う際には、当社取締役会が最終的な判断を行います。客観的で中立的な判断がなされることを、担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。

独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役並びに弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、及び他社の取締役又は執行役として、経験のある社外者等（以下「社外有識者」といいます。）の中から取締役会が選任するものとします。

なお、各委員の略歴は、（別紙3）の「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

(2) 独立委員会に対する諮問

当社取締役会は、大規模買付ルール遵守の有無、大規模買付ルールを遵守している場合でも、大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうとして株主総会を開催するか否か、及び大規模買付ルールを遵守していない場合、大規模買付行為が行われる前に株主総会を開催することが不可能であるか又は困難であるか否か等の判断を行う際には必ず独立委員会に諮問します。

また、大規模買付者から提供された情報が、大規模買付情報として十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合にも、独立委員会に対して諮問することができます。

かかる諮問がなされたときは、独立委員会は、当社の費用により必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告について最大限尊重するものとします。

(3) 独立委員会に対する情報の提供

独立委員会は適宜、当社取締役会に対して、大規模買付者から提供された情報等、必要な情報を提供できるよう要請することができ、当該要請があったときには、当社取締役会は、当該情報を独立委員会に提供するものとします。

株主総会参考書類

(4) 株主総会の開催

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、原則として、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。

当該株主総会が開催される場合には、大規模買付者は当該株主総会終結時まで大規模買付行為を開始してはならないものとします。

当該株主総会において当該議案が可決された場合には、本新株予約権無償割当てを行います。

4) 対抗措置発動の条件

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないと当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されたか否かについて独立委員会に諮問します。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情を、合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも大規模買付情報の一部が提出されないことのみをもって、大規模買付ルールを遵守していないと認定することはしないものといたします。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していない場合、株主総会を招集し、対抗措置の発動につき、株主総会に付議します。ただし、大規模買付行為が行われる前に株主総会を開催することが不可能であるか又は困難であると判断されるときは、その具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的に、当社取締役会の決定により、対抗措置を発動することにより大規模買付行為に対抗する場合があります。また、当社取締役会は、大規模買付行為が行われる前に株主総会を開催することが不可能であるか又は困難であるか否かの判断に際しては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

対抗措置の具体的な方策は、5)に記載のとおりです。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守する場合には、当社取締役会が、仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は存するものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。

大規模買付者の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為の内容並びにそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等を、ご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非に係る株主意思確認総会を招集し、本新株予約権無償割当てに関する議案を、当社定款第20条第1項に基づき、当社株主総会に付議することとします。

具体的には、（別紙5）記載の「当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合」に掲げる、いずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

対抗措置の具体的な方策は、5）に記載のとおりです。

5) 対抗措置の具体的方策

当社取締役会は、当社定款第20条第1項に基づき、取締役会決議あるいは、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により本新株予約権無償割当て（会社法第277条）を行います。

6) 対抗措置の中止又は撤回（不発動）等

前記5）において、当社株主総会あるいは取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会に対しその判断について諮問し、独立委員会の勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の中止又は撤回（不発動）等を行うことがあります。

新株予約権の無償割当てを行う場合、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行う等により対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断したときには、独立委員会に対しその判断について諮問し、独立委員会の勧告を十分に尊重した上で、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当ての中止により、また、新株予約権無償割当て後、行使期間開始日の前日までの間は、当社が無償で新株予約権を取得する方法により、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の中止又は撤回（不発動）等を行う場合は、法令及び金融商品取引所規則に従い、当該決定について適時・適切な時期及び方法により、独立委員会が必要と認める事項とともに公表いたします。

株主総会参考書類

7) 買収への対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応策の有効期間は、2029年6月に開催予定の、当社第171期定時株主総会の終結時までといたします。
なお、かかる有効期間の満了前であっても、

- (1)本定時株主総会において、本対応策の継続に関する議案が承認されなかった場合、
- (2)当社株主総会において、本対応策を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、
- (3)当社取締役会において、本対応策を廃止もしくは変更する旨の決議が行なわれた場合には、本対応策は、その時点で廃止もしくは変更されるものとします。

3. 本対応策の合理性及び公正性

1) 株主意思を重視するものであること

当社は、本定時株主総会において、本対応策の継続に関する議案を付議し、株主の皆様のご承認が、得られなかった場合には、本対応策は継続しないものとし、株主の皆様のご意向を反映させてまいります。

また、当社は、本対応策の有効期間の満了前であっても、関係法令の改正等を踏まえ、必要に応じ本対応策の見直しを検討してまいります。本質的な変更及び廃止につきましては、株主総会において議案としてお諮りいたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年間であるため、本対応策の有効期間中といえども、毎年、定時株主総会における取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、本対応策の継続につきましては株主の皆様のご意思が反映されることとなります。

2) 買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が、2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主の共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の確保の原則）をいずれも充足しています。

また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等を踏まえております。さらに、本対応策は東京証券取引所が2015年6月1日に適用を開始し、2021年6月11日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容その他の買収への対応方針に関する実務、議論を踏まえて設計されております。

3) 当社の企業価値ひいては株主の皆様の、共同の利益の確保又は向上の目的をもって、継続されていること

本対応策は、上記2. 2)に記載のとおり、大規模買付者に対して、事前に、大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び期間の確保を求めることによって、当社取締役会による、当該大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成及び代替案の立案を可能とするものです。

また、これにより、当該大規模買付行為に応じるべきか否かに関して、株主の皆様の適切な判断が可能になります。

すなわち、本対応策は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の株主共同の利益に反する大規模買付行為を、抑止するために継続されるものです。

4) 合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応策における、大規模買付行為に対する対抗措置は、事前に開示した合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会の恣意的な発動を、防止するための仕組みが確保されております。

5) 独立委員会の設置及び外部専門家からの助言の取得

当社は、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。

独立委員会は、業務を執行する取締役会から独立している、社外取締役及び社外有識者のいずれかに該当する委員3名以上で構成され、大規模買付ルールの遵守の有無、株主意思の確認のための株主総会の招集、株主総会招集時の取締役会評価期間の延長等について、取締役会に対して勧告を行います。

取締役会は、この勧告を最大限尊重して、会社法上の機関として決議を行います。

6) デッドハンド型・スローハンド型の買収への対応方針ではないこと

本対応策は、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

また、スローハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）でもありません。

株主総会参考書類

4. 株主及び投資家の皆様に与える影響

1) 本対応策の継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応策の継続時には、本新株予約権無償割当て自体は行われません。
したがって、本対応策が、その継続時に、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して、直接具体的な影響を与えることはありません。

2) 新株予約権無償割当て時に株主及び投資家に与える影響

当社取締役会が、対抗措置の発動を決定し、原則に従い、本新株予約権無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割当てられます。

このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社株主総会において本新株予約権無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. 6)に記載の手続等に従い、当社取締役会が、発動した対抗措置の中止又は撤回等を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する、当社の1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

3) 新株予約権無償割当ての実施後における新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の保有する、当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、本新株予約権無償割当てに係る基準日以降、本新株予約権について、行使又は取得の結果、株主の皆様に株式が交付される場合には、株主の皆様に株式が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収は、その限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

株主総会参考書類

(別紙1)

当社株式の状況 (2026年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 40,000,000株
2. 発行済株式総数 16,827,452株 (自己株式551,730株を含む)
3. 株主数 6,939名
4. 大株主 (上位10名)

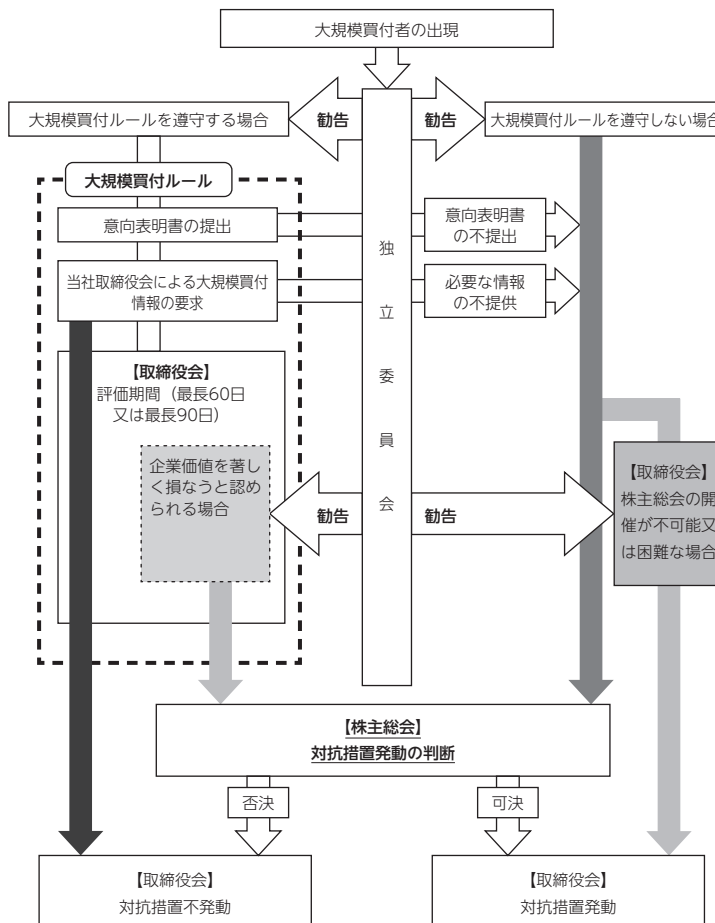
株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,580,700株	9.7%
東ソー株式会社	1,400,000株	8.6%
松井証券株式会社	895,200株	5.5%
日本証券金融株式会社	711,314株	4.4%
株式会社みずほ銀行	597,408株	3.7%
農林中央金庫	454,860株	2.8%
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	369,606株	2.3%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	349,100株	2.1%
明治安田生命保険相互会社	329,070株	2.0%
株式会社東邦銀行	296,798株	1.8%

※当社は、自己株式 (551,730株) を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

なお、自己株式 (551,730株) には、「業績連動型株式報酬(BBT)」及び「株式給付信託(J-ESOP)」が保有する当社株式 (369,606株) は含んでおりません。

※持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

買収への対応方針の概略図



(注1) 本「買収への対応方針の概略図」は、あくまでも本対応策の内容に対する理解に資することのみを目的に参考資料として作成しております。本対応策の詳細については、本文をご参照ください。

(注2) 独立委員会の勧告は取締役会の諮問に基づきなされます。

株主総会参考書類

(別紙3)

独立委員会委員の略歴

本対応策の独立委員会の委員は、以下の3名です。

○坂井眞樹（1956年5月27日生）

1981年4月 農林水産省入省
1998年5月 在米国日本国大使館参事官
2001年7月 農林水産省総合食料局国際調整課長
2004年1月 同省消費安全局消費安全政策課長
2005年1月 同省水産庁漁政部企画課長
2007年7月 同省水産庁漁政部漁政課長
2008年7月 同省大臣官房政策課長
2009年7月 同省大臣官房政策評価審議官兼経営局
2011年8月 同省大臣官房国際部長
2013年4月 同省大臣官房統計部長
2014年4月 ミクロネシア国駐箚特命全権大使兼マーシャル国駐箚特命全権大使
2016年8月 損害保険ジャパン株式会社顧問
2019年6月 公益財団法人水産物安定供給推進機構専務理事兼事務局長
2019年6月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る
2023年10月 学校法人啓明学園理事 現在に至る

○藤野しのぶ（1957年7月13日生）

1987年4月 株式会社菱化システム入社
2002年1月 キャリアカウンセラー（個人事業）開業 現在に至る
2015年6月 日清紡ホールディングス株式会社社外取締役
2016年4月 株式会社トライウィンズ社外取締役 現在に至る
2023年6月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る

○松永明（1961年8月16日生）

1986年4月 通商産業省入省
1996年4月 外務省出向在ミャンマー大使館一等書記官
2002年8月 長崎大学経済学部教授
2007年7月 経済産業省製造産業局自動車課長
2012年6月 同省大臣官房会計課長
2015年6月 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
2017年7月 地域経済産業審議官 兼 福島復興推進グループ長
2019年7月 特許庁長官兼福島原子力事故処理調整総括官
2022年4月 経済産業省特別顧問 兼 参与
2024年5月 一般社団法人日本自動車工業会副会長・専務理事 現在に至る
2025年6月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る

本新株予約権付与の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てます。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とします。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

3. 発行する新株予約権の割当総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が定める数とします。

4. 新株予約権の割当価額

無償とします。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、1円以上で当社取締役会が定める額とします。

新株予約権の発行後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内に、新株予約権の行使請求書、及び株主ご自身が大規模買付者でないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただき、新株予約権1個当たり1円以上で当社取締役会が定める額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の新株予約権につき、1個の当社普通株式が発行されます。

ただし、新株予約権の内容について、当社が新株予約権を当社株式その他の財産と引き換えに取得できる旨の条項（取得条項）を加える等の変更を行った場合、すなわち、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できると定めた場合には、当社が取得の手続を取れば、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。

株主総会参考書類

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 行使条件

大規模買付者は、新株予約権を行使できないものとします。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、上記7以外の行使条件、消却事由及び消却条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとします。

9. 取得条項付新株予約権

上記5にて記載したとおり、新株予約権の内容については、当社が新株予約権を当社株式その他の財産と引き換えに取得できる旨の条項（取得条項）を加える等の変更を行う場合があります。なお、当社は、上記7の行使条件のために新株予約権を行使できない大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として、金員等を交付することは想定しておりません。

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合

1. 大規模買付者が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で当社の株券等を、当社又は当社関係者に引き取らせる目的で、当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を、一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を、当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させる目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を、当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に、当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当させるか、あるいは、かかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
5. 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株券等を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社の株券等を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものと判断される場合
6. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に、当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
7. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合

株主総会参考書類

8. 大規模買付者による支配権の取得により、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係が悪化すること等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
9. 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後するため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
10. 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
11. 上記1.ないし10.に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

まつもと ゆうと

松本 祐人

(1960年11月19日生)

再任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
2004年6月 HODOGAYA CHEMICAL (U.S.A),INC. 取締役社長
2010年4月 当社電子・色素材料事業部長
2012年4月 当社イメージング材料事業部長
2013年4月 当社事業推進部長
2014年4月 当社執行役員事業推進部長
2015年6月 当社取締役兼常務執行役員
2016年11月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 現在に至る

- 取締役在任年数（本総会終結時） 11年
- 所有する当社の株式数 19,800株
- 2025年度における取締役会への出席状況 16/16回

取締役候補者とした理由

1983年4月の入社以降、研究開発部門の業務を経て、海外を含めた営業部門の業務に携わり、2016年11月当社代表取締役社長に就任いたしました。以降も、豊富な経験と知識を有し、また、職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

株主総会参考書類

候補者番号

2

よこやま のりまさ

横山 紀昌

(1964年2月11日生)

再 任



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社
2011年11月 HODOGAYA CHEMICAL KOREA CO., LTD. 研究所長
2015年10月 HODOGAYA CHEMICAL KOREA CO., LTD. 研究所長
当社研究開発部筑波研究所機能材料第2グループリーダー
2017年4月 当社研究開発部筑波研究所長
HODOGAYA CHEMICAL KOREA CO., LTD. 研究所長
2019年1月 当社執行役員
2021年4月 当社常務執行役員
2025年6月 当社取締役兼常務執行役員 現在に至る

● 取締役在任年数（本総会最終時） 1 年

● 所有する当社の株式数 5,400 株

● 2025年度における
取締役会への出席状況 12/12 回
(取締役就任後)

取締役候補者とした理由

1988年4月の入社以降、研究開発・生産部門の業務に携わり、現在は、当社グループの研究開発部門の総轄として豊富な経験と知識を有し、また、職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

候補者番号

3

さとう しんいち

佐藤 伸一

再任

(1960年1月9日生)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行）入行
2000年 7月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2014年 3月 当社入社
2014年 6月 当社内部統制部長
2015年 6月 当社内部統制部長兼法務部長
2016年 4月 当社執行役員内部統制部長
2018年 1月 当社常務執行役員内部統制部長
2023年10月 当社常務執行役員
2024年 6月 当社取締役兼常務執行役員 現在に至る

- 取締役在任年数（本総会最終時） 2年
- 所有する当社の株式数 7,200株
- 2025年度における
取締役会への出席状況 16/16回

取締役候補者とした理由

2014年3月の入社以降、銀行時代の豊富な経験と知識を活かしながら、当社グループの内部統制・法務・人事・サステナビリティ・経理の業務に携わり、現在は、内部統制、人事の総轄として、職務を適切に遂行していることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。

※各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

※各候補者の当期末の担当は、「会社役員に関する事項」に記載しております。

※当社は、各候補者との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。当社は、各候補者が再任された場合には、各候補者との間の当該補償契約を継続する予定であります。

※当社は、保険会社との間で、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。各候補者が再任された場合には、各候補者を引き続き当該保険契約の被保険者に含める予定であります。なお、当社は、各候補者の任期途中である2026年12月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

株主総会参考書類

第168期定時株主総会において第2号議案が承認可決された後の取締役の専門知識や経験等のバックグラウンドは、以下のとおりです。取締役会スキルマトリクスについては、中期経営計画「コード2030」達成の観点から、以下7スキルを選定しています。

－会社としての基本機能を果たすためのスキル4つ：

「企業経営」「法務・リスクマネジメント」「財務・経理」「人材戦略」

－当社運営の要としている三位一体（研究開発・生産・販売）に対応したスキル2つ：

「事業戦略」「研究開発・技術・生産」

－当社事業フィールドがクロスボーダーにわたっていることに対応したスキル1つ：

「国際性」

氏名	性別	企業経営	法務・ リスクマネジメント	財務・経理	人材戦略	事業戦略	研究開発・ 技術・生産	国際性
松本 祐人	男性	●			●	●	●	●
横山 紀昌	男性	●				●	●	●
佐藤 伸一	男性	●	●	●	●			
松野 眞一	男性	●			●	●	●	
坂井 眞樹(社外)	男性				●	●	●	●
藤野 しのぶ(社外)	女性	●	●		●			
松永 明(社外)	男性		●	●		●		●

※社外取締役につきましては、「社外」を表示しています。

※各人に特に期待する分野を記載しています。各人の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 当社グループの現況

1. 当社グループの概況

当社グループは2025年度を最終年度とする中期経営計画「SPEED25/30（フェーズ1）」を推進してまいりました。その中で2025年度までの当社グループの「目指す姿」に向けて、継続的に取り組んできた重要施策は下記の通りです。

基本戦略	
2025年度までの当社グループの「目指す姿」	
	取組方針
事業強化 事業ポートフォリオの適切な構成	<ul style="list-style-type: none">●「戦略事業」と「基盤事業」の両輪によるグループの持続的成長の実現●選択と集中を進め新たなポートフォリオ構築
規模拡大 グローバル市場の継続的新商品創出	<ul style="list-style-type: none">●戦略事業の技術革新を推進し事業拡大に貢献●研究開発テーマの早期事業化●新たな領域へ展開するための研究開発テーマの持続的な創出
効率化 高い生産性の実現	<ul style="list-style-type: none">●新製品を速やかに立ち上げる体制の完備●環境に優しい製品を、常に高い生産性で、安全・安定に、生産●DXの推進、業務効率の向上
従業員視点 働きがいの向上	<ul style="list-style-type: none">●働きがいの向上、ダイバーシティの推進、健康経営・労働安全衛生の推進、人権尊重の実践
社会的視点 SDGsの貢献・環境への配慮の実現	<ul style="list-style-type: none">●地球環境保護・改善への取組推進●社会的価値の台頭への対応
株主視点 長期に継続して安定的な配当の実現	<ul style="list-style-type: none">●「株主資本配当率（DOE）」を意識し、安定的、継続的、適正に実行●財務面でのさらなる改善

事業報告

「SPEED 25/30」総括

SPEED25/30（フェーズ1）は、当初の経営目標（財務目標）がいずれも未達となりました。

事業成長に向けて有機EL事業を中心に、当初計画を上回る設備投資及び研究開発の強化を進めてきましたが、利益率を押し下げる要因となりました。

有機EL事業に次ぐ「第2・第3の柱」の確立が遅れ、事業ポートフォリオが硬直化している状態であり、新製品創出から利益貢献へのつながりが低水準となったことが大きな課題となりました。

業績の推移

(単位:億円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2025年度 当初目標
売上高	418	433	442	485	480	500
営業利益	64	37	39	48	37	75
ROE	8.1%	5.3%	5.5%	6.6%	6.0%	9.0%

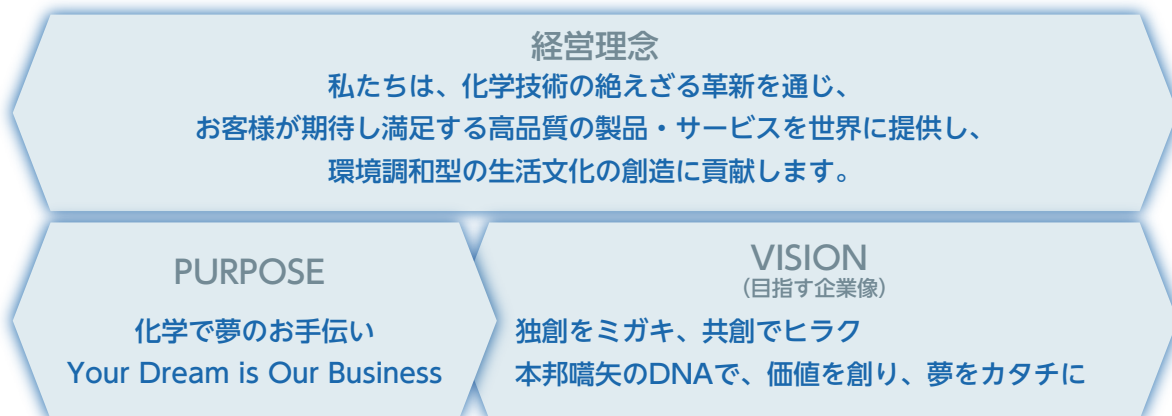
2. 対処すべき課題

2026年、当社は創業110周年を迎えます。

私たち保土谷化学グループは、揺るぎない『経営理念』、自らの存在意義である『PURPOSE』、そして目指す企業像『VISION』を日々の活動の原点とし、持続可能な地球・社会の実現を目指しています。

「経済利益の追求と社会課題の解決を両立させ、全てのステークホルダーに価値を提供する」
この決意を胸に、さらなる100年の未来を自らの手で創り上げるべく、グループ一丸となって邁進してまいります。

経営理念、PURPOSE、VISION（目指す企業像）



※本邦嚆矢（ほんぼうこうし）・・・ 他人の成功の跡を追うのではなく、常に他人より一歩先に出て、新しい事業に果敢に挑戦する。目らが嚆矢（最初の一矢）となる。

事業報告

前中期経営計画“SPEED25/30 -フェーズ1”の結果を踏まえ、次の5カ年を既存の延長線上にある“フェーズ2”とせず、新たな中期経営計画へ刷新し、2026年度から2030年度まで5カ年の新中期経営計画「コード2030」を策定いたしました。

5カ年を「変革の3年」と「収穫の2年」に分け、最初の3年間で非連続な成長も含めた戦略を果敢に実行し、その後刈り取りの段階へ移行します。

当社グループは、これからも環境調和型の生活文化の創造に貢献してまいります。

新中期経営計画

コード2030

CODE/CHORD 2030

CODE (行動規範) 迷ったときに立ち返るべき、勝つための共通ルール。自律的に動き、成果に責任を持つプロフェッショナルとしての行動基準

CHORD (和音・調和) 多様な個性が重なり合い、獨創性を響かせる。しなやかさと強靭さを併せ持つ豊かな企業文化が奏でるハーモニーにより、共創の価値を最大化する

SIGNAL (合図) 「コード2030」という言葉を耳にしたとき、全員が同じ目標に向かって一斉に踏み出すための変革の号令

「変革の3年」 2027年3月期～2029年3月期

- 大胆な構造改革、ポートフォリオの転換
- 将来への種まきとリソースの再配分
- 非連続な成長を勝ち取るための仕掛け

「収穫の2年」 2030年3月期～2031年3月期

- 変革の成果、種まきの成果を最大化
- 高収益体質の定着

重点施策

- ✓ **投資パラダイムの転換**：先に器（汎用性・拡張性ある設備）を用意し、機会損失を回避
- ✓ **共創の推進**：“時間を買う” 戦略の実行加速（M&A・提携、外部研究機関との共創、特許戦略等）
- ✓ **獨創的技術による新規事業領域への展開**：核酸医薬CDMO事業、半導体材料事業など
- ✓ **三位一体の推進強化**：研究・生産・営業の連携強化による価値創出の加速
- ✓ **不採算事業の抜本的な対策**
- ✓ **地球環境の保全**：CO₂排出量、産業廃棄物の削減
- ✓ **人的資本経営の推進**：エンゲージメントを高める制度の導入・取組
- ✓ **株主還元強化**：増配の継続⇒累進配当を通じ、2031/3期にはDOE3.0%以上に

新中期経営計画「コード2030」の詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。
経営目標（財務目標）

定量KPI	2026年3月期	2029年3月期	2031年3月期
売上高	480億円	650億円	800億円
営業利益 (営業利益率)	37億円 (7.7%)	65億円 (10.0%)	100億円 (12.5%)
EBITDA	71億円	130億円	170億円
ROE	6.0%	6.0%	8.0%
自己資本比率	60.8%	50%程度	45%程度
株主還元方針	5期連続の増配 (DOE1.6%)	累進配当	DOE 3.0%

3. 当期の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等により緩やかな回復基調が続いたものの、物価上昇や金利動向の影響を受け、先行き不透明な状況で推移いたしました。世界経済におきましては、米国の通商政策を巡る不確実性に加え、本年2月末に勃発した中東紛争に伴う原油価格の高騰や供給網の混乱により、地政学リスクが一層強まりました。

このような情勢下、当期の売上高は、前期比537百万円減（1.1%減）の48,040百万円になりました。損益面では、営業利益は、前期比1,164百万円減（23.9%減）の3,711百万円となりました。また、経常利益は、前期比541百万円減（11.4%減）の4,228百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比124百万円減（3.9%減）の3,054百万円となりました。

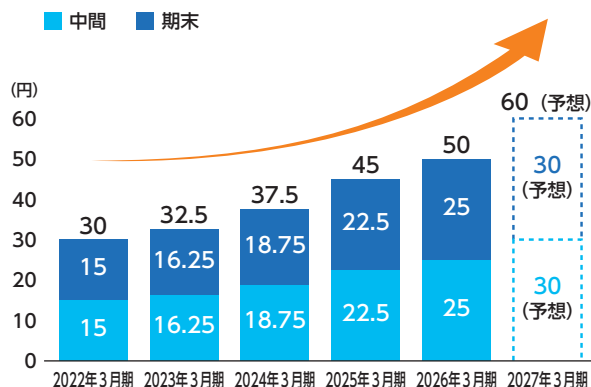
当事業年度の期末配当金につきましては、「ステークホルダーへの還元に関する方針」に基づき、「SPEED 25/30」における株主還元の考え方と業績動向を踏まえ、前事業年度の期末配当金より2.5円増額の1株当たり25円とし、中間配当金を含めた年間の配当金は1株につき50円とさせていただきます。



(参考) 2026年度業績予想と配当金の推移

2026年度通期連結業績予想

売上高	520億円
営業利益	34億円
経常利益	33億円
親会社株主に帰属する当期純利益	13億円



※当社は2025年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っています。2025年4月1日以前の1株当たり配当金につきましては、株式分割調整後の数値を表示しています。

事業報告

セグメント別売上高構成比

機能性色素

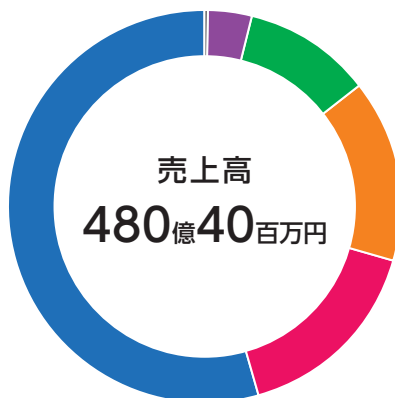
54.3% 260億49百万円
[前期比 3.6%増]

機能性樹脂

16.0% 77億2百万円
[前期比 8.8%減]

基礎化学品

15.1% 72億58百万円
[前期比 3.4%減]



アグロサイエンス

10.6% 51億8百万円
[前期比 7.3%減]

物流関連

3.7% 17億75百万円
[前期比 0.2%減]

その他

0.3% 1億44百万円
[前期比 19.8%減]

主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

セグメント	事業	主要な製品・業務
機能性色素	有機EL材料	発光材料、輸送材料、表面保護材料、バイオ材料
	イメージング材料	トナー用電荷制御剤、有機光導電体材料
	色素材料	アルミ着色用染料、文具用染料、カラートリートメント用染料、食品添加物、カラーフィルター用染料
機能性樹脂	樹脂材料	ウレタン原料、接着剤、剥離剤
	建築材料	ウレタン系土木・建築用材料、防水・止水工事
	特殊化学品	医薬・樹脂材料・電子材料用の各種中間体
基礎化学品	工業薬品	過酸化水素及び誘導品、その他工業用基礎原料
アグロサイエンス	農薬	除草剤、殺虫剤、酸素供給剤
物流関連	物流関連	倉庫業、貨物運送取扱業、ISOタンクコンテナ保管事業

※有機EL材料事業は、当社、SFC CO., LTD.、HODOGAYA CHEMICAL KOREA CO., LTD.にて開発・製造・販売を行っております。

※建築材料事業は、当社及び保土谷建材㈱にて製造・販売を行っております。

※農薬事業は、当社、保土谷UPL㈱及び保土谷アグロテック㈱にて製造・販売を行っております。

※物流関連事業は、保土谷ロジスティックス㈱にて行っております。

機能性色素 セグメント



売上高 **260億49百万円**

前期比 3.6%増 ▲

25,141

26,049

2025年3月期

2026年3月期

営業利益

35億12百万円

前期比 8.5%減 ▼

3,838

3,512

2025年3月期

2026年3月期

イメージング材料事業は、一部顧客の在庫調整により、プリンター向け材料の需要が減少し、大幅な減収となりました。

有機EL材料事業は、スマートフォン向け等の需要に加え、BIO材料のPCR診断キット用材料や健康機能食品用の需要も堅調に推移し、前期並みとなりました。

色素材料事業は、アルミ着色用染料等の需要増加により、大幅な増収となりました。以上の結果、当セグメントの売上高は260億49百万円、営業利益は35億12百万円となりました。

機能性樹脂 セグメント



売上高

77億2百万円

前期比 8.8%減 ▼

8,450

7,702

2025年3月期

2026年3月期

営業利益

△589百万円

前期比 ー%減 ▼

△51

△589

2025年3月期

2026年3月期

樹脂材料事業は、新製品等の需要増加があったものの、ウレタン材料の需要減少により、減収となりました。

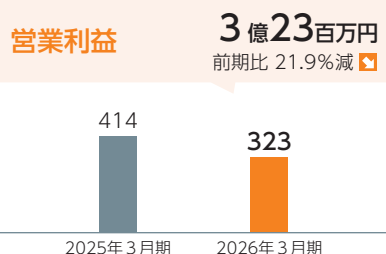
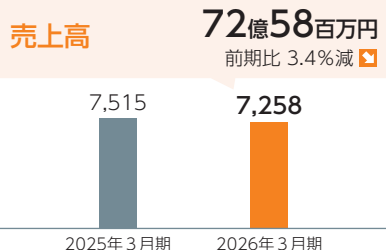
建築材料事業は、ウレタン防水工事の受注減少等により、減収となりました。

特殊化学品事業は、剥離材向け及び医薬向けにおいて、販売先での在庫調整等により、減収となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は77億2百万円、営業損失は589百万円となりました。

事業報告

基礎化学品 セグメント

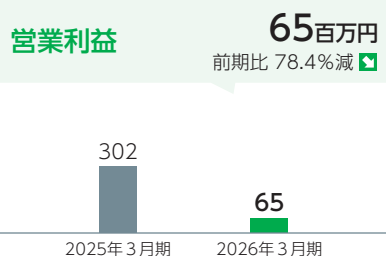
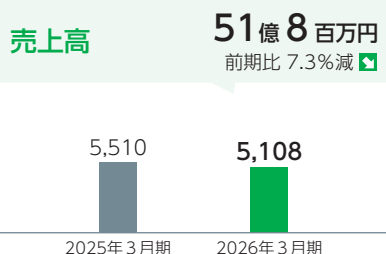


過酸化水素は、紙パルプ向けの販売が減少したものの、半導体向けの需要増加により、前期並みとなりました。

過炭酸ナトリウムについては、販売先での在庫調整により、減収となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は72億58百万円、営業利益は3億23百万円となりました。

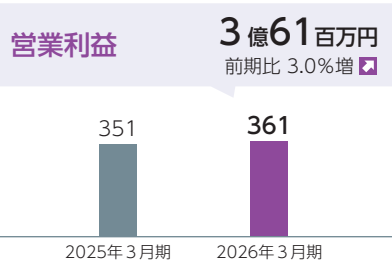
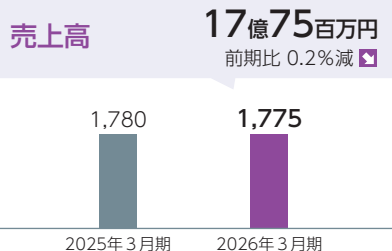
アグロサイエンス セグメント



除草剤は、ゴルフ場向けや家庭園芸向けで販売先での在庫調整の影響により、減収となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は51億8百万円、営業利益は65百万円となりました。

物流関連 セグメント



輸出入向けの荷動きが鈍かったものの、ISOタンクコンテナの取り扱いが増加し、前期並みとなりました。
以上の結果、当セグメントの売上高は、17億75万円、営業利益は3億61百万円となりました。

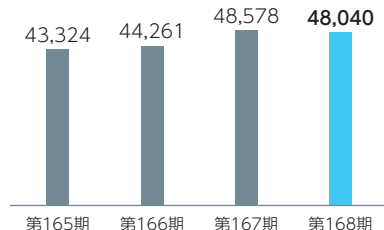
(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、約58億円であります。

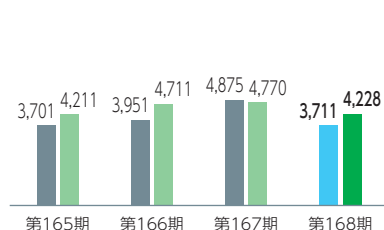
事業報告

4. 財産及び損益の状況

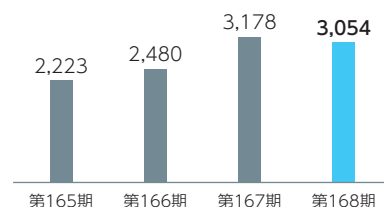
売上高 (単位：百万円)



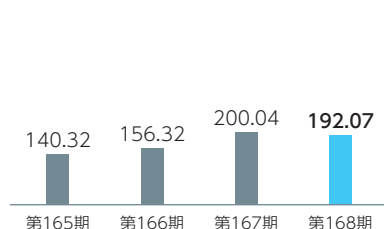
営業利益 / 経常利益 (単位：百万円)



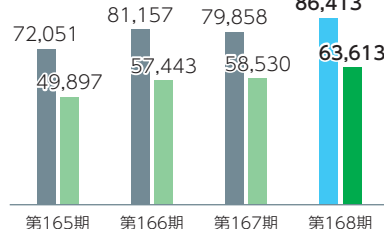
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



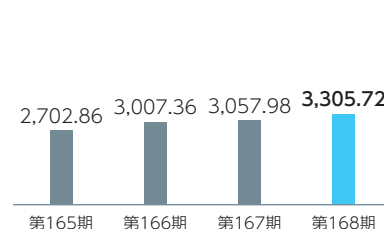
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 / 純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区分	単位	第165期 (2023年3月期)	第166期 (2024年3月期)	第167期 (2025年3月期)	第168期 (2026年3月期) (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	43,324	44,261	48,578	48,040
営業利益	(百万円)	3,701	3,951	4,875	3,711
経常利益	(百万円)	4,211	4,711	4,770	4,228
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,223	2,480	3,178	3,054
1株当たり当期純利益	(円)	140.32	156.32	200.04	192.07
総資産	(百万円)	72,051	81,157	79,858	86,413
純資産	(百万円)	49,897	57,443	58,530	63,613
1株当たり純資産額	(円)	2,702.86	3,007.36	3,057.98	3,305.72

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

※株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度末369,606株)

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度末374,144株)

※当社は、2025年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、1株当たり当期純利益及び1株あたり純資産額は、第165期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、算定しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)



事業報告

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社等の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
桂産業(株)	30	100.0	化学品の仕入・販売
保土谷建材(株)	250	100.0	土木・建築材料の製造・販売
保土谷コントラクトラボ(株)	70	100.0	化学品の分析及び研究・開発 業務受託
保土谷ロジスティックス(株)	350	100.0	倉庫業、貨物運送取扱業
保土谷UPL(株)	290	60.0	農薬の製造・販売
保土谷アグロテック(株)	60	80.0	農薬の製造・販売
HODOGAYA CHEMICAL (U.S.A.), INC.	(千US\$) 100	100.0	化学品の仕入・販売
SFC CO., LTD.	(百万ウォン) 2,571	53.0	有機EL材料及び精密化学品の製 造・販売
HODOGAYA CHEMICAL KOREA CO., LTD.	(百万ウォン) 562	100.0	化学品の仕入・販売及び開発
保土谷(上海)貿易有限公司	(千元) 2,100	100.0	化学品及びその原料の仕入・ 販売
HODOGAYA CHEMICAL EUROPE GmbH	(千ユーロ) 25	100.0	化学品及びその原料の仕入・ 販売

※議決権比率は、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

②重要な子会社及び企業結合の状況

2025年7月1日付で、REXCEL CO., LTD.は、SFC CO., LTD.と合併いたしました。

2 会社役員に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査等委員の状況

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
取締役社長	代表取締役	松本 祐人
取締役		横山 紀昌
取締役		佐藤 伸一
取締役 (常勤監査等委員)		松野 真一
取締役 (監査等委員)		坂井 真樹
取締役 (監査等委員)		藤野 しのぶ
取締役 (監査等委員)		松永 明

※坂井真樹氏、藤野しのぶ氏及び松永明氏は、社外取締役（監査等委員）です。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

※当期中の取締役の異動は次のとおりであります。

- ①2025年6月26日開催の第167期定時株主総会終結の時をもって、取締役の笠原郁氏及び取締役（監査等委員）の加藤周二氏は、任期満了により退任いたしました。
- ②2025年6月26日開催の第167期定時株主総会において、横山紀昌氏は取締役、松永明氏は取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。

※松野真一氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等へ出席することや、内部監査部門等との連携を密に図ること等により得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。

※取締役（監査等委員）の松野真一氏、坂井真樹氏、藤野しのぶ氏及び松永明氏とは、当社定款第30条により、責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

※当社は、取締役の松本祐人氏、横山紀昌氏、佐藤伸一氏、松野真一氏、坂井真樹氏、藤野しのぶ氏及び松永明氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。

当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、各取締役が自己若しくは第三者が不正な利益を図る又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合及び各取締役が適切な防衛活動を行わなかった場合には、補償を受けた費用等を返還させる等を条件としております。

※当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役・監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

事業報告

※当期末における執行役員は、次のとおりであります。

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
社長執行役員	全般、内部監査部、韓国事業戦略室 総轄	松 本 祐 人
常務執行役員	新規テーマ探索プロジェクト、研究開発部 総轄	横 山 紀 昌
常務執行役員	サステナビリティ推進部、人事部、経理部、内部統制部 総轄	佐 藤 伸 一
常務執行役員	事業推進部、有機・光デバイス材料事業部、色素材料事業部、機能化学品事業部、パーオキサイド事業部、アグロ事業部、大阪支店、連結対象子会社の営業 総轄	中 野 猛
常務執行役員	新基幹システム構築推進部長 経営企画部、関係会社の管理(他部門の分掌業務を除く)、新基幹システム構築推進部、IT統括部 総轄	村 上 康 雄
執行役員	品質保証部、購買部 総轄	中 村 貞 博
執行役員	有機・光デバイス材料事業部長 HODOGAYA CHEMICAL KOREA CO., LTD. 取締役会長	星 川 光
執行役員	生産・技術管理部長 生産・技術管理部、環境安全部、郡山工場、横浜工場、南陽工場 総轄	分 目 文 雄
執行役員	桂産業(株) 取締役社長	椋 代 修
執行役員	郡山工場長	武 居 厚 志
執行役員	南陽工場長 兼 分工場長 兼 (株)ジャスパー 取締役社長	肥 沼 尚 俊
執行役員	アグロ事業部長 兼 保土谷UPL(株) 取締役社長	七 海 裕
執行役員	新規テーマ探索プロジェクト 副総轄	村 岡 泰 斗
執行役員	IT統括部長 総務部 総轄	田 中 俊 英
執行役員	経営企画部長 兼 韓国事業戦略室長	橋 爪 英 明
執行役員	法務部長 法務部 総轄	津久井 見 樹
執行役員	サステナビリティ推進部長	渡 辺 規 之

(2) 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数 (人)
		基本報酬 (現金)	業績連動報酬 (現金)	非金銭報酬 (株式報酬)	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	99	61	21	16	4
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	15	15	—	—	1
社外取締役	26	26	—	—	4
合計	141	102	21	16	9

※上表には、2025年6月26日開催の第167期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。なお、記載金額は以下の方針及び算定基準に基づき決定しております。

※取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第157期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。

当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は6名です。なお、2023年6月27日開催の第165期定時株主総会においてご承認

をいただいた、取締役 (監査等委員である取締役を除く) に対する業績連動型株式報酬制度については、上記報酬限度額とは別枠になります。

本制度は、取締役等に各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役員等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、68,000ポイント (うち取締役分として28,000ポイント) を上限としています。当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は3名です。

※監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第157期定時株主総会において年額120百万円以内と決議いただいております。

当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名です。

※社外取締役は、いずれも独立社外取締役であり、当社取締役会の社外取締役比率は、42.9%となっております。

※当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要及びその決定方法は、以下項目「(3)報酬等の内容の決定に関する方針」に記載のとおりです。

※取締役 (監査等委員を除く) の個人別の報酬等の内容の決定については、取締役会決議により、代表取締役社長松本祐人に一任しております。

同代表取締役は、指名・報酬委員会の審議を経た内規に基づいて報酬額を決定しており、当該手続を経て取締役 (監査等委員を除く) の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が取締役の報酬等の内容の決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

※「固定報酬」と「業績連動報酬」の割合は、概ね60:40を目途としています。

※業績連動報酬は、短期業績連動報酬については主に前年度の当社グループの業績や、経営者個人の業績 (定量的な業績のみならず、企業価値への貢献を含む) に基づき、中長期業績連動報酬については当社グループの中長期的な業績 (定量的な業績のみならず、企業価値への貢献を含む) に基づき、両者の割合は概ね25:15を目途としています。

※非金銭報酬等として、取締役 (監査等委員を除く) に対して、退任時に株式報酬を交付します。当該株式報酬の交付状況は、第168期定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項) 4 株式に関する状況 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりです。

事業報告

(3) 報酬等の内容の決定に関する方針

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

ア. 当社は、役員報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要事項と位置付け、

- ・業績に見合った報酬
- ・企業価値向上への動機づけ
- ・株主利益との連動
- ・有能な人材確保・流出の防止

等を、取締役の報酬を決定する基本的な要件としております。

イ. 上記の考え方を踏まえ、取締役の個人別の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で支払います。

その報酬額は、指名・報酬委員会の審議を経て、

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額は、取締役会にて、
- ・監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、監査等委員である取締役の協議にて、

決定します。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の決定については、取締役会決議により、代表取締役 松本祐人に一任しております。

ただし、同代表取締役は、指名・報酬委員会の審議を経た内規に基づいて報酬額を決定します。

② 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の算定基準

ア. 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額は、

- ・当社グループの業績（個別及び連結の売上高及び営業利益）
- ・入手しうる同業他社の取締役の報酬水準や、当社グループの執行役員・従業員給与等
- ・当社グループの企業価値向上への貢献度合い
- ・当社株主の利益との連動

等を総合的に検討し、またそれらとの整合性も考慮して決定します。

イ. 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額は、

- ・それぞれの職責に応じた「固定報酬」として、各取締役の役位に応じて、職責・リーダーシップや、日常的な業務の遂行等に対して報いることを目的とします。
- ・「業績連動報酬」は、当社グループの企業価値の増大を図る観点から、「短期業績連動報酬」及び「中長期業績連動報酬」により構成されます。

「短期業績連動報酬」は、主に前年度の当社グループの業績や、取締役個人の業績（定量的な業績のみならず、企業価値への貢献を含む）に基づきます。

「中長期業績連動報酬」は、当社グループの中長期的な業績（定量的な業績のみならず、企業価値への貢献を含む）に基づきます。

- ・「固定報酬」と「業績連動報酬」の割合は、概ね60：40を目途とします。
「短期業績連動報酬」と「中長期業績連動報酬」の割合は概ね25：15を目途とします。

ウ. 「固定報酬」と「業績連動報酬」の支給形態について

- ・「固定報酬」は、現金を支給します。
- ・「業績連動報酬」のうち、
「短期業績連動報酬」は、現金で支給します。
「中長期業績連動報酬」は、自社株にて支払います。

エ. 「中長期業績連動報酬」の支払時期について

「中長期業績連動報酬」の対価としての自社株は、取締役の在職時には交付せず、退任時に交付します。
この理由は、

- ・自社株を対価として支払うことにより、株主と同じ立場に立つこととなります
- ・自社株の交付を退任時点とすることにより、退任に至るまで、当社グループの企業価値向上への動機づけとなります

こと等、中長期的な当社グループの企業価値向上を狙いとしているからです。

③ 社外取締役及び監査等委員である取締役の個人別の報酬額の算定基準

ア. 社外取締役及び監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、

- ・当社の取締役への報酬や、執行役員・従業員等の給与等
- ・コーポレートガバナンスの向上への寄与、即ち、「攻めのガバナンス」「守りのガバナンス」向上への寄与度
- ・有能な人材確保・流出の防止

等を総合的に検討し、またそれらとの整合性も考慮し、監査等委員である取締役の協議で決定します。

イ. 社外取締役及び監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、「業績連動報酬」は支給しないとの前提に立ち、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）とは別体系とし、「固定報酬」のみの支給とします。

事業報告

④ 監査等委員会による意見陳述権

当社は、会社の機関設計として、監査等委員会設置会社を採用し、独立社外取締役3名が過半数を占める監査等委員会に、監査等委員でない取締役の人事・報酬について、株主総会における意見陳述権が与えられ、人事・報酬に関与・助言を行える体制となっています。

なお、この権利の適切な運用として、2026年5月の監査等委員会において、「監査等委員でない取締役の選任及び報酬等に係る意見の決定」を決議します。

⑤ 取締役会の承認

当社は、上記の方針及び算定基準につきまして、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会で決議します。

(4) 社外役員に関する事項

①社外取締役の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすとともに、幅広い業務経験と知見を有するかどうかといった観点から、独立社外取締役の候補者として選定しています。

これに基づき、当社は、坂井眞樹氏、藤野しのぶ氏及び松永明氏の3氏について、東京証券取引所が定める独立役員として届け出るとともに、補欠の監査等委員である取締役の倉田幹士氏が取締役就任する場合には、東京証券取引所が定める独立役員として、届け出る予定であります。

なお、補欠の社外取締役（監査等委員）の倉田幹士氏は、当社の主な借入先である金融機関出身でありませんが、2021年6月に当該金融機関を退職し、4年を経過しているため、独立性に問題はないと判断しております。

②他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

記載事項はございません。

③当期における主な活動状況

取締役会、監査等委員会及び指名・報酬委員会への出席状況

地位及び氏名	出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査等委員 である取締役 坂井 眞樹	取締役会 16/16回 (100%)	長年にわたる農林水産省の行政官として、農林水産行政や国際業務に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。 同氏には、これらの経験や知識を活かし、当社における経営の基本的な方向性の決定や業務執行を委ねられた取締役に對する監督を果たしていただくことを期待しております。 実際、同氏は、取締役会において、これらの経験や知識に基づき、業務執行から独立した客観的・中立的な立場から、業務執行の妥当性・適法性を確保するため、有益な提言・意見表明等を行っており、当社の企業価値の継続的な向上に貢献しております。 同時に、監査等委員として、業務執行の適法性や適正性、内部統制、財務状況等について監査を実施しており、業務執行に対する実効的な監査・監督の実現に貢献しております。 また、指名・報酬委員会委員長として、同委員会において議事運営を主宰し、その結果を取締役に報告する等、その職責を果たしております。
	監査等 委員会 12/12回 (100%)	
	指名・ 報酬委員会 12/12回 (100%)	

事業報告

地位及び氏名	出席状況	発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
監査等委員 である取締役 藤野 しのぶ	取締役会 16/16回 (100%)	<p>これまでの事業会社での長年にわたる業務経験と、キャリアカウンセラーとしての専門知識、社外取締役としての幅広い知識・経験を有しております。</p> <p>同氏には、人材育成、組織開発、ダイバーシティ推進等の豊富な知識・経験を活かし、当社における経営の基本的な方向性の決定や業務執行を委ねられた取締役に対する監督を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>実際、同氏は、取締役会において、これらの経験や知識に基づき、業務執行から独立した客観的・中立的な立場から、業務執行の妥当性・適法性を確保するため、有益な提言・意見表明等を行っており、当社の企業価値の継続的な向上に貢献しております。</p> <p>同時に、監査等委員として、業務執行の適法性や適正性、内部統制、財務状況等について監査を実施しており、業務執行に対する実効的な監査・監督の実現に貢献しております。</p> <p>また、指名・報酬委員会委員として、同委員会において適宜発言を行う等、その職責を果たしております。</p>
	監査等 委員会 12/12回 (100%)	
	指名・ 報酬委員会 12/12回 (100%)	
監査等委員 である取締役 松永 明	取締役会 12/12回 (100%)	<p>長年にわたる経済産業省の行政官として、経済産業行政や国際業務に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。</p> <p>同氏には、これらの経験や知識を活かし、当社における経営の基本的な方向性の決定や業務執行を委ねられた取締役に対する監督を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>実際、同氏は、取締役会において、これらの経験や知識に基づき、業務執行から独立した客観的・中立的な立場から、業務執行の妥当性・適法性を確保するため、有益な提言・意見表明等を行っており、当社の企業価値の継続的な向上に貢献しております。</p> <p>同時に、監査等委員として、業務執行の適法性や適正性、内部統制、財務状況等について監査を実施しており、業務執行に対する実効的な監査・監督の実現に貢献しております。</p> <p>また、指名・報酬委員会委員として、同委員会において適宜発言を行う等、その職責を果たしております。</p>
	監査等 委員会 8/8回 (100%)	
	指名・ 報酬委員会 9/9回 (100%) (2025年6月 26日就任以降の 回数を記載して おります。)	

3 ステークホルダーへの還元に関する方針

当社グループは、株主を含む色々なステークホルダー（利害関係者）との適切な協働に努めております。すなわち、お取引先との間で、自由な競争原理に基づいた公正な取引を実施し、また、購入お取引先に対しては、常に対等・公正な立場で接し、誠実な取引を行い、従業員に対して、健康・安全で働きやすい職場環境の実現に努め、そして、社会に対しては、省資源・省エネルギーに努め、環境保全のために、積極的に取り組みます。以上の結果、適切な税務申告及び納税を行います。

当社グループは、こうした株主を含む色々なステークホルダー（利害関係者）との適切な協働を通じて、健全かつ安定した経営基盤の構築と企業価値の持続的向上に努めてまいります。そして、獲得された利益について、内部留保として投資等の活動に充当し、当社グループの成長につなげることで、株主の皆様へ利益を還元することの、両者のバランスを適切に図ることを基本方針とします。

具体的には、内部留保資金については、中長期的な競争力の強化を図るべく、中核事業の拡大等の戦略投資、新規事業・製品の創出に繋がる研究開発に加え、コストダウン・省エネルギー・二酸化炭素削減を含む環境対応が見込まれる案件等への原資として有効に活用します。

株主の皆様への還元については、業績動向・将来の事業展開・不測のリスク等を総合的に勘案し、特に、「株主資本配当率（DOE）」を意識し、安定的、継続的に、株主の皆様への適正な還元を決定します。

上記方針に基づき、当期の1株当たりの期末配当金につきましては、前事業年度より2.5円増配の普通配当金25円（支払開始予定日 2026年6月25日）とさせていただきます。

なお、当期は、中間配当金として前事業年度より2.5円増配の1株当たり25円を実施しておりますので、期末配当金25円と合わせて、1株当たりの年間配当金は、前事業年度より5円増配の50円となります。

次期の配当につきましては、新中期経営計画「コード2030」で掲げた累進配当（増配の継続）を通じ、2031年3月期のDOE3.0%以上の還元を実施する方針に基づき、当期より10円増配の1株当たり年間配当額60円（中間配当30円、期末配当30円）とさせていただきます。予定であります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	37,198	流動負債	13,617
現金及び預金	10,137	買掛金	5,323
受取手形	1,103	短期借入金	5,028
売掛金	11,643	未払金	1,267
商品及び製品	8,749	未払法人税等	527
仕掛品	1,827	契約負債	51
原材料及び貯蔵品	2,853	その他	1,419
その他	912	固定負債	9,181
貸倒引当金	△29	長期借入金	4,213
固定資産	49,215	役員株式給付引当金	261
有形固定資産	32,387	株式給付引当金	104
建物及び構築物	10,219	繰延税金負債	2,561
機械装置及び運搬具	5,216	再評価に係る繰延税金負債	1,264
土地	11,805	退職給付に係る負債	96
建設仮勘定	4,468	その他	679
その他	677	負債合計	22,799
無形固定資産	811	(純資産の部)	
ソフトウェア	799	株主資本	43,303
その他	12	資本金	11,196
投資その他の資産	16,015	資本剰余金	8,197
投資有価証券	11,908	利益剰余金	25,449
長期貸付金	215	自己株式	△1,539
繰延税金資産	2,023	その他の包括利益累計額	9,277
差入保証金	1,509	その他有価証券評価差額金	4,960
その他	360	土地再評価差額金	2,748
貸倒引当金	△0	為替換算調整勘定	1,568
資産合計	86,413	非支配株主持分	11,032
		純資産合計	63,613
		負債純資産合計	86,413

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		48,040
売上原価		29,278
売上総利益		18,762
販売費及び一般管理費		15,050
営業利益		3,711
営業外収益		
受取利息及び配当金	488	
雑収入	272	761
営業外費用		
支払利息	112	
雑損失	131	244
経常利益		4,228
特別利益		
固定資産売却益	23	
投資有価証券売却益	417	441
特別損失		
固定資産除却損	22	
投資有価証券評価損	53	75
税金等調整前当期純利益		4,594
法人税、住民税及び事業税	927	
法人税等調整額	△1,039	△111
当期純利益		4,706
非支配株主に帰属する当期純利益		1,652
親会社株主に帰属する当期純利益		3,054

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	21,066	流動負債	10,038
現金及び預金	4,891	買掛金	2,406
受取手形	60	短期借入金	5,028
売掛金	8,234	未払金	1,077
商品及び製品	4,317	未払法人税等	350
仕掛品	78	未払費用	236
原材料及び貯蔵品	1,291	賞与引当金	414
未収入金	69	契約負債	1
前払費用	176	その他の流動負債	523
短期貸付金	1,700	固定負債	8,517
その他の流動資産	253	長期借入金	4,213
貸倒引当金	△7	役員株式給付引当金	261
固定資産	41,497	株式給付引当金	99
有形固定資産	21,029	繰延税金負債	2,456
建物	1,899	再評価に係る繰延税金負債	1,264
構築物	1,125	その他の固定負債	222
機械装置	2,751	負債合計	18,556
車両運搬具	24	(純資産の部)	
土地	14,209	株主資本	36,443
建設仮勘定	569	資本金	11,196
その他の有形固定資産	448	資本剰余金	9,588
無形固定資産	749	資本準備金	7,093
ソフトウェア	741	その他資本剰余金	2,494
ソフトウェア仮勘定	0	利益剰余金	17,197
その他の無形固定資産	8	その他利益剰余金	17,197
投資その他の資産	19,717	別途積立金	1,900
投資有価証券	11,076	繰越利益剰余金	15,296
関係会社株式	6,013	自己株式	△1,539
関係会社出資金	76	評価・換算差額等	7,563
長期貸付金	2,300	その他有価証券評価差額金	4,815
長期前払費用	1	土地再評価差額金	2,748
その他の投資	251	純資産合計	44,006
貸倒引当金	△1	負債純資産合計	62,563
資産合計	62,563		

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		25,243
売上原価		17,217
売上総利益		8,025
販売費及び一般管理費		6,818
営業利益		1,207
営業外収益		
受取利息及び配当金	978	
雑収入	350	1,329
営業外費用		
支払利息	110	
雑損失	144	254
経常利益		2,282
特別利益		
固定資産売却益	22	
投資有価証券売却益	417	440
特別損失		
固定資産除却損	19	
関係会社株式評価損	158	177
税引前当期純利益		2,544
法人税、住民税及び事業税	449	
法人税等調整額	69	518
当期純利益		2,026

株主総会会場ご案内図



日時 | **2026年6月24日 (水曜日) 午前10時**
(受付開始: 午前9時)

会場 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番6号
日本工業倶楽部 2階大会堂
電話: 03 (3281) 1711 (代)

交通 | JR・東京メトロ丸の内線
「東京駅」 ----- **丸の内北口** から **徒歩2分**

東京メトロ東西線、千代田線、半蔵門線、都営地下鉄三田線
「大手町駅」 ---> **B1出口** から **徒歩2分**

| 総会会場 |
日本工業倶楽部 2階大会堂



 **アクセス**

スマートフォンで読み取ると、
株主総会会場までのナビゲーションが
ご利用いただけます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。